

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会  
(令和 4 年度第 5 回 ※通算第 10 回)

令和 5 年 3 月 17 日 (金)  
書 面 開 催

[議題]

- ・ 運用開始に向けた課題等について

[資料一覧]

資料 1 第 9 回検討会への意見・回答 (事務局)

資料 2 運用開始に向けた準備状況について (事務局)

資料 3 運用開始に向けた課題等について (事務局)

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第4回　※通算第9回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>第8回意見・回答関係</b>					
1	金融機関	資料1	2	コード定義書の改定を3か月以上前には通知いただきたいとの弊行の要望に対し、「必ずしも3か月以上前的情報提供をお約束できるわけではありませんのでご理解ください。」との回答をいただきました。	【地方税共同機構】現時点で、3か月以上の期間を確保した情報提供を確約できるものではありませんが、当機構内部での仕組みづくりも含め、コード定義書の改定がある場合は、速やかに情報提供できるよう努めてまいります。
2	金融機関	資料1	4	eL-QR未対応の金融機関が収納代理・指定代理金融機関としてeL-QR付き納付書で収納を行う場合には、当該納付書の済通を指定金融機関に持ち込むに先立ち、誤処理が発生しないよう、eL-QRをマスキング（塗りつぶし、穴あけ等）して読み取りできない状況にするよう周知いただきたい。	【事務局】指定金融機関を通じた取扱いにおける取扱いについては、指定金融機関と取扱代理金融機関等との間で個別に協議願います。
3	金融機関	資料1	15	質問内容は地方税統一QRコード付き納付書であっても、従来のペイジー（インターネットバンキング、ATM、OCR行読込による一括伝送方式、窓口オンラインによるオンライン方式等）による方法で収納した場合も同様の対応をすることで問題ないかを質問しているものだが、その質問に対する回答がされていないように見受けられる。 また質問16は破損によるケースに限定した質問ではあるが、項目15で対象としている範囲は從来のペイジー収納であり、回答内容は汚損の有無等ということで限定して回答しているように見受けられる。 「金融機関側の収納印の押印方法は、収納方法によらず一律の対応とさせていただく。」点について、問題ないという理解でよいか。	【事務局】回答に言葉が足らず失礼しました。eL-QRに対応している金融機関が同QR付き納付書による収納を行う場合、最終的にどのチャネルで収納されるものは窓口受付時では断定できないので、窓口受付時は一律の対応となることを想定しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第4回　※通算第9回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>地方税統一QRコードの読み取りテストの実施状況について</b>					
4	金融機関	資料2	1頁	総務省様も把握されているとおり、弊行の納付書見本品の読み取りテストでもCD工行でサービス提供を予定しているスマホアプリを納税者様が利用される場合は、CDが正当でないとQRコードの読み取りでエラーとなる仕様としています。	【事務局】 CDの確認等、読み取りテストに係る注意喚起については、引き続き地方団体に対して、繰り返し周知していきます。
5	金融機関	その他	一	第5回検討会で、地方税統一QRコード付納付書での公金取扱においては証券の取扱いを行わないと整理されました。が、納税者様が金融機関窓口で証券による納付ができる場合には不満を抱かれ、強い苦情となることが考えられます。 つきましては、金融機関窓口において納税者様から説明を求められた際に、制度上取り扱いできない旨を記載したチラシ等の媒体の作成・提供をお願いいたします。	【事務局】 第5回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（資料12）や、昨年7月の「地方税共通納税システムによる取納事務取扱要領」において取り決められたものであることなど、全体方針を説明いたします。
6	金融機関	その他	一	当行は特定金融機関に該当しないため、eL-QRコード付き納付書を受付した場合は、収納代理契約のある地方団体の納付書も含め、グループ内の受付可能な特定金融機関へ取次を行うこととしている。当該取扱いにあたっての注意事項などがあれば、ご教示願いたい。	<留意すべき事項（例）> ①受付金融機関（収納代理契約等はあるが、eL-QR付き納付書の収納は不可）において、既存の指定契約等にもとづき納付書・資金を「取次ぐ」ものと承知しており、各金融機関が顧客サービスとして対応されているものであると承知しています。 その上で、特定金融機関に取り次ぐ際に想定される留意すべき事項としては次のようなものが考えられます。（あくまで例示に留まり、この限りではありませんので、ご注意ください。）  ②上記取扱いを受付金融機関において納税者に説明のうえ、理解を得ること。また、その際に取次先金融機関への取次に当たって、受付金融機関の受付日と取次先の納付書受領日に乖離が生じる場合には、当該乖離を理由に延滞金等が生じる可能性があることにについて納税者に説明し、理解を得ること。 ③既存の指定契約等のある地方団体に対して周知・調整等を実施すること ④取次先金融機関において収納を行うこととなるため、地方団体からの照会等は取次先金融機関に対して行われることが想定される一方、納税者から納付書を受け付けた金融機関とは異なるため、当該照会に係る取扱いについて、関係者で周知・調整等を実施すること

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第4回　※通算第9回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
7	金融機関 その他の	金融機関窓口で、地方税統一QRコードを利用して収納を行った納付書（以下、QR納付書）の納入済通知書および原符の取扱いについては、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」の「（1）QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い（考え方）」において次の記述がある。	一	<p>・金融機関は、（中略）納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報（※1）を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。</p> <p>※1（前略）最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管することと。保管のフォーマットや形式は問わない。</p> <p>・電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後数日間程度（中略）は、納入済通知書（※3）本体又はイメージデータの保管が必要。</p> <p>※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。</p>	<p>【事務局】 eLTAXを活用した収納に使用したeLT-QR付き納付書については、特定金融機関の収納事務に係るものとなるため、地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象にはなりません。</p> <p>本件に関連して、第4回検討会への意見・回答の項目2も合わせてご参照ください。 (参考) 第4回検討会への意見・回答_項目2</p> <p>意見：「eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査（地方自治法施行令第168条の4第1項）の対象となるか。」</p> <p>回答：「各地方団体が地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることがあります。」</p> <p>なお、eLTAXを活用した収納に使用したeLT-QR付き納付書の保管については、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」に記載されている通り、「収納受託金融機関は、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を7年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。」とされています。</p>
8	金融機関 その他の	他方、本記述にかかわらず、指定金融機関取扱先の地方公共団体から、指定金融機関等の検査（地方自治法施行令第168条の4第1項）または監査（地方自治法第235条の2第2項）のための証拠書類として、QR納付書の納入済通知書および原符本体の保管を求められている。 QR納付書は地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象ではないこと、およびQR納付書の納入済通知書および原符は書類本体の保管が必須とされるものでないことを確認したい。	一		<p>【事務局】 今回の検討会資料3の通り修正しています。地方団体で消込案件を特定できない時の連絡体制は、原則、地方団体が地方税共同機構を通じて金融機関に対して行うこととします。</p> <p>令和4年1月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」（P4）において、「地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合（一定期間経過後の納付書等を想定）には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。」とされているが、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」においては、「地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合には、地方団体は共同機構へ連絡する。共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は収納受託金融機関に連絡し、事象の解消を図る。」とされており。いずれも消込に係る案件特定の対応ということもあり、どちらかに対応を統一してもよいと考えるがいかがか。</p>

# 運用開始に向(けた準備状況について

# 地方税統一QRコードの運用開始に向けた準備状況(1)

- 令和5年4月からの地方税統一QRコードを用いた運用開始に向けて、現時点における地方団体・金融機関等の準備状況は以下のとおり。※地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査（令和5年3月）に基づく集計データ

## (1) 地方団体の準備状況

- R5.4時点で対応可能な団体は、47都道府県+1,730市區町村(99.4%)。基本4税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割)については、いずれも基本的に対応予定。また、不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税等の他税目についても、多数の団体において対応予定。
- R5.4時点で未対応の団体は、小規模団体を中心とした11団体(うち、2団体は令和5年度中に対応予定。残り9団体も、税務システム標準化の取組等に併せて、令和6~7年度中に対応予定)。

## (2) 金融機関の準備状況

- R5.4時点で対応可能な金融機関は、ゆうちょ銀行、都市銀行・地方銀行等(104機関)、信用金庫(254機関)、労働金庫(13機関)等372機関。※ゆうちょ銀行などR5.5から対応予定の金融機関も含む。
  - R5.4時点で未対応見込みの金融機関(業態)は、以下の通り。
    - 信用組合は145機関中114機関(※)において令和6年4月から対応開始予定。※31機関は窓口収納を行っていないなどによる。
    - JA系統金融機関(JA546機関、JA信農連32機関の計578機関)は令和6年7月以降約1年程度をかけて対応していく、令和7年7月末までを目標にすべてのJA系統金融機関が対応開始予定。
    - JF系統金融機関(JF74機関、JF信漁連10機関の計84機関)は令和8年までを目標に対応開始予定。
- ※いずれも令和5年3月1日時点の機関数であり、組織再編等にて開始時点で機関数が変更になる可能性あり。

## (3) その他

- 地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>) : R5.3.1公開
  - 支払機能やお問合せ機能は、R5.4.1公開予定
  - クレジットカード納付は、5大国際ブランド(Visa、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club)に対応予定
- スマートフォン決済アプリ: R5.4~6にかけて、20以上のアプリが順次eL-QRに対応したサービスを開始予定
  - アプリのロゴやアプリごとのサービス開始予定日を地方税お支払サイトに掲載予定

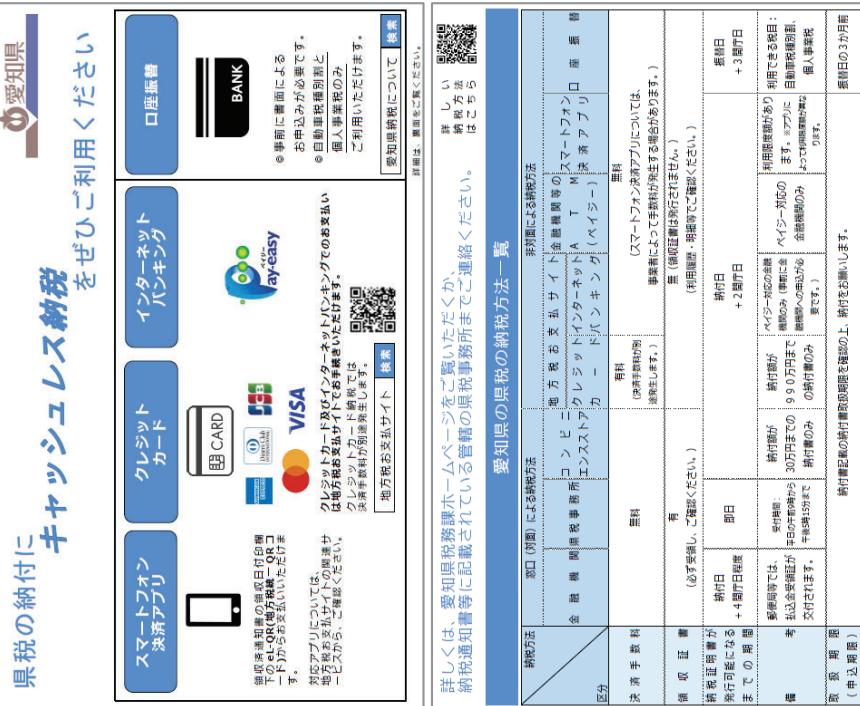
## 地方税統一QRコードの運用開始に向けた準備状況(2)

- 令和5年2月末までに完了しておく想定であった地方団体とeLTAXとの連動試験、地方団体と指定金融機関等との間で行う読み取りテストが、引き続き、一部団体等において未了の状況。  
いざれも、運用開始前に確実に実施することが必要であるため、急ぎ対応いただきたい。
  - また、運用開始後には、納税者の方に、地方税統一QRコードを活用していましたがくことが重要。多くの納税者に届く媒体を活用するなどして、地方税統一QRコードの活用をはじめとしたキャッシュレス納付の推進について周知していただきたい。

＜広報資料（イメージ）＞



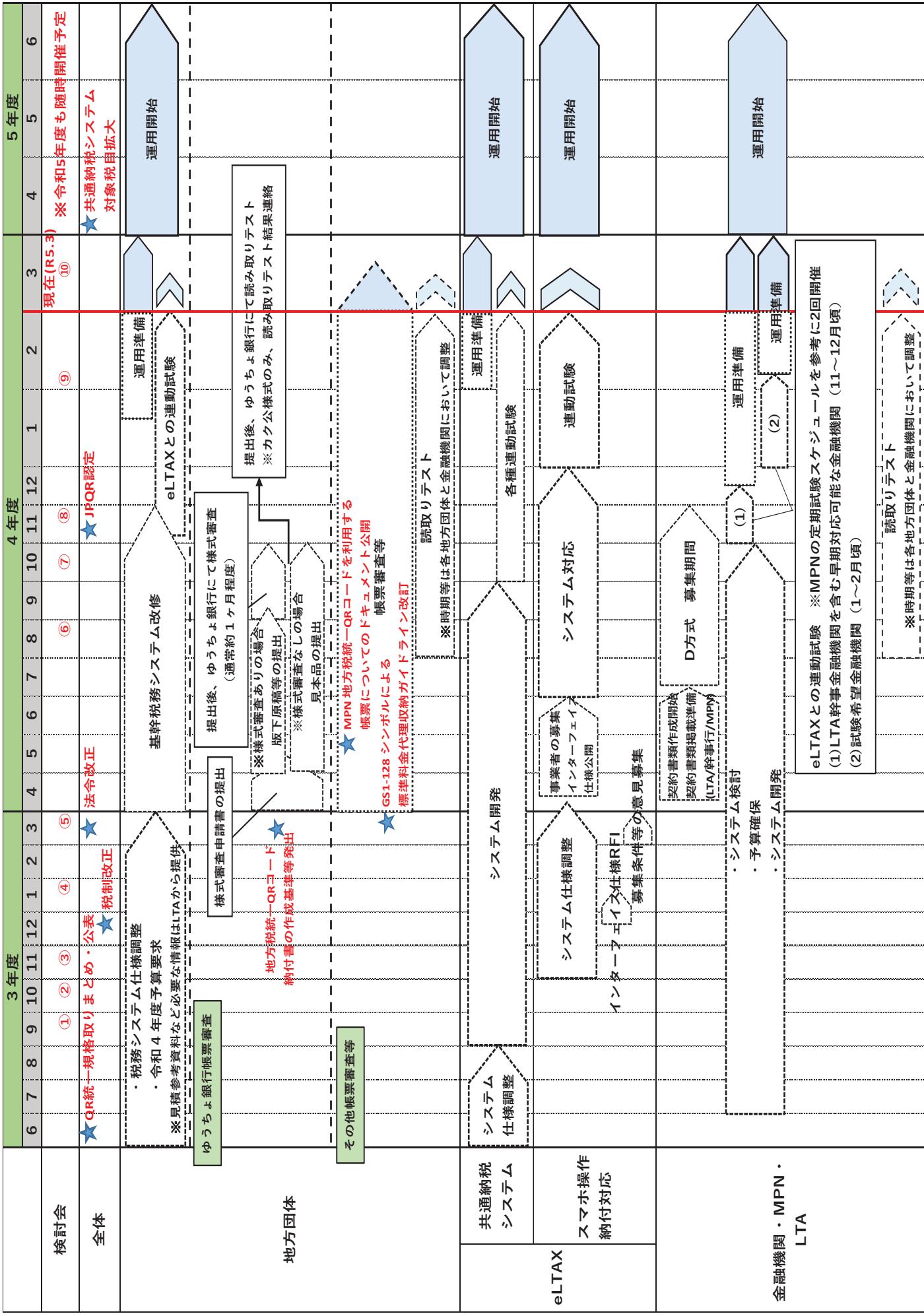
## 【例2：地方団体】



(表)



# 【参考】スケジュール(想定)



# 運用開始に向けた課題等について

## 「支払期限」経過後の取扱い(考え方)

### ※中間取りまとめ資料から赤字のとおり修正

- 地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後には、収納を受け付けない(納付エラー)とする想定。
- 他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。
  - ・ 金融機関によつては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読み取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過であることが判明する。支払期限後であることをもつて、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。
  - ・ 特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であつた場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。
- 地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は原則、**地方税共同機構を通じて、金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、P.2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力する。**
- 地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。